

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年2月9日(2006.2.9)

【公表番号】特表2005-513096(P2005-513096A)

【公表日】平成17年5月12日(2005.5.12)

【年通号数】公開・登録公報2005-018

【出願番号】特願2003-554163(P2003-554163)

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/66	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2006.01)
A 6 1 P	37/06	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	37/02
A 6 1 K	9/66
A 6 1 K	47/10
A 6 1 K	47/14
A 6 1 K	47/34
A 6 1 P	37/06

【手続補正書】

【提出日】平成17年12月14日(2005.12.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

溶媒-界面活性剤系に溶けたシクロスボリン又はシクロスボリンの誘導体を含んで成る医薬組成物であって、それは水中に37で分散した場合、シクロスボリン又はシクロスボリンの誘導体の50%超が直径約0.45ミクロン未満の液滴にあるエマルションを形成し、そして当該溶媒-界面活性剤系は；親水性界面活性剤、親油性界面活性剤、及び親水性溶媒を含んで成り、但し：

i)シクロスボリン又はシクロスボリンの誘導体の量は、重量で、シクロスボリン又はシクロスボリンの誘導体、親水性界面活性剤、親油性界面活性剤及び親水性溶媒の合計の10%超であり；

ii)当該組成物は実質的に親油性溶媒を含んでおらず；

iii)親油性溶媒の量は、重量で、シクロスボリン又はシクロスボリンの誘導体の部あたり1部未満であり；

iv)当該組成物は好適に、100未満の沸点を有する溶媒を含んでいない、医薬組成物。